

岬町行財政集中改革計画（第4次集中改革プラン）（素案）に対する意見募集の結果

貴重なご意見、ありがとうございました。

頂いたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

意見募集の概要

募集期間

令和7年3月31日（月曜日）～令和7年4月19日（土曜日）

募集方法

情報公開コーナー（役場1階）、淡輪公民館、子育て支援センター、文化センター、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで計画の素案を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メール、回答フォームで受け付けました。

意見提出者

1人（内訳 岬町住民1人）

岬町行財政集中改革計画（第4次集中改革プラン）（素案）に対する意見の内容

「番号」の数字は、意見提出者の整理番号と意見提出者ごとの意見の整理番号を示します。

「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映しない。

番号	内容	対応	分類
1	P22 計画期間について 計画期間が令和6年度から10年度までの5ヶ年間とされているが、パブリックコメントが実施された時点で令和6年度は終了しており、計画作成が遅すぎる。既に終了している年度をこれから作成する計画の計画期間に含めるべきではない為、計画期間は令和7年度から11年度に変更すべきではないか。	令和6年度においても第3次集中改革プランの目標未達事項を含め、改革を進めていることから計画期間については、令和6年度から令和10年度の5年間とします。	C
2	P30 公共施設におけるGX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進【各課共通】 公共施設の省エネ改修を行う方法として省エネ効果を保証するESCO事業として実施してはどうか。	P20の「6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）の（3）民間の活力を活かす行財政運営」で基本的な事項として定めています。なお、ESCO事業については、既に庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討を行っています。加えて、計画に示している項目のみが行財政改革とは捉えていないため、社会経済情勢に応じて、必要な事業については柔軟に改革を進める予定です。	C

番号	内容	対応	分類
3	P35 施策・事務事業の見直し 業務の民間委託や PPP(官民連携)の推進も追加すべきではないか。	P20の「6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針(基本的な事項)の(3)民間の活力を活かす行財政運営」で基本的な事項として定めています。	C
4	P33 または P41 新たな財源の確保 新たな財源の確保の方法としてクラウドファンディングの活用を追加してはどうか。	クラウドファンディングについては、P22に記載しているふるさと納税等の一つである「クラウドファンディング型ふるさと納税」として、個別事業に対して財源を寄附で賄うことで行う必要がある場合に進めることを考えています。(過去に多奈川地区多目的公園の大型遊具で実績があります。)	C
5	P41 新たな財源の確保 岬町は面積の7割以上を森林が占めており、森林は町にとって重要な資源である。森林は温暖化防止、災害防止、水資源の涵養といった重要な機能を有しており、その機能を保持するには適切かつ計画的に間伐等の管理を行う必要がある。そこで、新たな財源として、Jクレジット制度を活用し、森林整備によって増加した温室効果ガス吸収量を販売してはどうか。	森林のJクレジット制度については、森林経営計画の策定、森林の管理状況、事業実施に伴う体制整備や二酸化炭素の吸収量及び排出量の算定し、事業の採算が取れる必要森林面積など課題があるため、今後の参考とします。	B

番号	内容	対応	分類
6	P41 新たな財源の確保 自治体が活用できる財源としては国・府の交付金だけでなく、財団等の民間助成金もある。その為、財団等の民間助成金制度についても積極的に情報収集し最大限に活用すべきではないか。	国・府交付金と同様に、財団等の助成制度についても情報収集し、充当可能な事業については、財源の確保に努めています。今後も情報収集に努めます。	-
7	P37 ごみの減量・分別への取組み【生活環境課】 岬町ではごみ処理に年間およそ4億円もの多額の費用がかかっており、その内1億円が収集・運搬経費である。また、缶とビンと一緒に収集している為、これらは有価物として売却収集を得ることができていない。その為、ごみの減量・分別の啓発活動だけでなく、分別や収集・運搬方法の見直しを行い、収集・運搬経費の削減、有価物の売却収集の確保に努めるべきではないか。	ごみの減量化を目的として維持経費的にも安価となる分別収集方法について、担当課で検討を進めます。	B
8	P40 既存施設の統廃合の検討【各課共通】 公共施設等総合管理計画を踏まえ、利用頻度の低い施設等については、積極的に廃止に向けて検討を進めるとされているが、統廃合による施設の再編だけでなく、その後の施設跡地の利活用も併せて検討すべきではないか。	岬町公共施設等総合管理計画 P 19 (11) にて定めています。	C